

※ 訴訟案件は、白ページとしています。

(P17~P19)

第 109 回丹波市議会定例会

自 令和 2 年 5 月 29 日
至 令和 2 年 6 月 26 日

議案審議資料

(No. 1)

【目 次】

①議案第63号 (丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例制定)	・・・ 1
②議案第64号 (市有財産の無償貸付 (旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎))	・・・ 2~16
③議案第65号 (訴えの提起)	・・・ 17~19
④議案第66号 (丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定)	・・・ 20
⑤議案第67号 (丹波市職員の特殊勤務手当支給条例改正)	・・・ 21~23
⑥議案第68号 (丹波市税条例改正)	・・・ 24~50
⑦議案第69号 (旧慣による市有財産の使用廃止 (鴨内自治会))	・・・ 51~52
⑧議案第70号 (市有財産の無償譲渡 (小谷自治会))	・・・ 53~54
⑨議案第71号 (新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例制定)	・・・ 55
⑩議案第72号 (丹波市福祉医療費助成条例改正)	・・・ 56~61
⑪議案第73号 (小型動力ポンプ普通積載車等購入契約の締結)	・・・ 62~64
⑫議案第74号 (丹波市斎場条例改正)	・・・ 65~69
⑬議案第75号 (新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例制定)	・・・ 70
⑭議案第76号 (市道特16号線道路改良工事 (その3) 請負契約の締結)	・・・ 71~76

丹 波 市

議案第63号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現下の厳しい社会経済情勢を鑑みるとともに、売り上げ減少など深刻な影響を受けている市内事業者などの状況をふまえ、提案するものである。

2 改正の概要

令和2年6月から11月まで6カ月分の市長、副市長及び教育長の給料月額をそれぞれ次のとおり減額する。

- (1) 市長 給料月額の20%相当を減額する。
- (2) 副市長 給料月額の10%相当を減額する。
- (3) 教育長 給料月額の10%相当を減額する。

3 施行日

令和2年6月1日

4 有効期限

この条例は、令和2年11月30日限り、その効力を失う。

【参考】

	本来額	減ずる額	減額後支給額
市長	877,000円	176,000円 (本来額の20%相当。 千円未満切上げ。)	701,000円
副市長	698,000円	70,000円 (本来額の10%相当。 千円未満切上げ。)	628,000円
教育長	627,000円	63,000円 (本来額の10%相当。 千円未満切上げ。)	564,000円

【削減額】

	給料	期末手当	合計
市長	1,056,000円	358,160円	1,414,160円
副市長	420,000円	142,450円	562,450円
教育長	378,000円	128,205円	506,205円
合計	1,854,000円	628,815円	2,482,815円

議案第64号

市有財産の無償貸付について（旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎）

1 提案の趣旨

路線バス事業者が車庫及び乗務員休憩施設として使用するため、市有財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、提案するものである。

2 貸付財産

（1） 土地

所在地			地目	地積 (m ²)
大字	字	地番		
柏原町柏原	北萩野	1035番3	宅地	54.89
柏原町柏原	新町端南	1057番1	宅地	843.39
合 計 (2筆)				898.28

（2） 建物

名 称	構造	階層数	延べ床面積 (m ²)
旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎	鉄筋コンクリート造	2	373.47

3 無償貸付の相手方

名称 神姫グリーンバス株式会社
代表者 代表取締役 本間 和典
所在地 兵庫県姫路市西駅前町1番地

4 無償貸付の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 経過と今後のスケジュール

（1） 経過と現状

神姫グリーンバス株式会社は、現在、春日町野瀬、青垣町佐治、山南町坂尻に車庫を有し、市内の路線バスの運行を行っているが、各路線の始終点であるJR柏原駅周辺に拠点となる施設が無く、車両の配車等の面において非効率な状況である。

市内の路線バスの安定的な運行や、今後の市内バス路線拡充に向け、JR柏原駅周辺に車庫及び乗務員休憩施設を設置することで、効率的な運行につながることから、神姫グリーンバス株式会社より旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎を車庫及び乗務員休憩施設として活用し

たい旨の要望書が提出された。

(2) 供用開始までのスケジュール

令和2年4月 契約締結（市議会の議決により効力を生じる。）

令和2年5月 無償貸付議案の市議会提案

令和2年9月 門扉撤去・水路蓋補強工事等着工

令和2年12月 門扉撤去・水路蓋補強工事等完成

令和3年4月1日 引き渡し・供用開始

6 維持管理費用の負担

貸付財産の維持管理費用（法定点検・定期点検保守費、清掃費、警備費、植栽管理費、光熱水費等を含む。）は神姫グリーンバス株式会社の負担とする。

貸付財産の躯体等に係る補修及び修繕費用は、丹波市の負担とする。

【地方自治法 拠粹】

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（5） 略

（6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（7）～（15） 略

2 略

企 業 概 要

項 目	内 容
名 称	神姫グリーンバス株式会社
代 表 者 名	代表取締役 本間 和典
所 在 地	兵庫県姫路市西駅前町1番地
設 立	平成9年10月1日
資 本 金	30,000千円



市有財産使用貸借契約書

丹波市（以下「貸付人」という。）と神姫グリーンバス株式会社（以下「借受人」という。）は、次のとおり、市有財産の使用貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付人は、その所有する末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を現状有姿で借受人に使用させるものとする。

（使用の目的）

第2条 借受人は、貸付物件を路線バスの効率的な運行に寄与するための車庫及び乗務員休憩施設（以下「指定用途」という。）として使用し、それ以外の用途に供する場合は、貸付人と協議し、決定する。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料は無償とする。

（貸付物件の引渡し等）

第5条 貸付人は、貸付期間の初日に、貸付物件をその所在する場所において、現状のまま借受人に引き渡すものとする。

2 借受人は、貸付物件の引取については、貸付人の指示に従わなければならない。

（転貸等の禁止）

第6条 借受人は、貸付人の承諾を得ずして貸付物件の使用権を第三者に譲り渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

（増改築等の禁止）

第7条 借受人は、貸付人の承諾を得ないで、貸付物件に造作を加え、若しくは増改築し、又は既存物を取り壊す等貸付物件の現状を変更するような行為をしてはならない。ただし、指定用途に供するため、特に必要な場合は事前に申入書を提出し、貸付人の許可を受けるものとし、その費用は借受人の負担とする。

（管理義務）

第8条 借受人は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 借受人は、貸付物件の使用により、第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとする。貸付人が借受人に代わって賠償責任を果たした場合には、貸付人はその費用を借受人に請求することができる。

3 前項の規定により支出する費用は、すべて借受人の負担とし、貸付人に対してその償還等を請求することができない。

4 貸付物件の維持管理費用（法令点検・定期点検保守費、清掃費、警備費、植栽管理費、光熱水費等を含む）は借受人の負担とする。

（修繕負担区分）

第9条 貸付物件（付属工作物を除く。）の躯体等に係る工事その他の貸付物件の補修及び修繕に要する費用のうち、指定用途において借受人が貸付物件を通常の使用をした場合に生ずる費用は、貸付人が負担する。ただし、借受人が指定用途に供するために貸付人の承認を得て貸付物件の全部及び一部を解体した工事等に要する費用は、借受人が負担する。

2 貸付物件及び付属工作物の工事（躯体に係るものと除く。）、貸付物件の物品等に關

する修繕（張替え及び塗装替えを含む。）、通常の使用により発生する小修繕、ガラスの破損、消耗品の交換費用等の借受人の責めに帰すべき事由により生じた修繕（以下「修繕等」という。）に要する費用は、借受人の負担とする。

3 天災地変等貸付人及び借受人双方の責めに帰すことができない事由により発生した貸付物件の軀体に係る工事その他の貸付物件の補修及び修繕の費用負担は、双方の協議により決定することとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第10条 借受人は、この物件に投じた有益費又は必要経費があっても、これを貸付人に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第11条 貸付人は、貸付物件について隨時その使用状況を調査することができる。この場合において、借受人はこれに協力しなければならない。

（契約の解除）

第12条 貸付人、借受人が契約解除の申し出をしようとするときは、契約解除をしようとする6か月前までに申し出るものとする。

第13条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。

- (1) 貸付人又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するためこの物件を必要とするとき
- (2) 借受人が第6条に違反したとき又は違反のおそれがあるとき
- (3) その他借受人が本契約に違反したとき

2 貸付人は、前項第1号以外の各号に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

3 第1項第1号以外の各号により貸付人が契約を解除したときに損害を受けた場合、借受人はその損害を賠償しなければならない。

（原状回復）

第14条 借受人は、前条の規定により契約を解除された場合又は使用貸借期間が満了した場合は、借受人の負担で、直ちに貸付物件を原状（土壤汚染等を含む。）に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が貸付物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

（損害賠償）

第15条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないため貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

（契約の費用）

第16条 この契約に要する費用は、借受人の負担とする。

（疑義の決定）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義があるときは双方協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第18条 本契約に関する一切の法律関係に基づく訴え等については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

この契約は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第1項第6号の規定

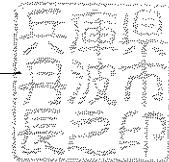
により丹波市議会の議決を得たとき、何等の手続きを要することなくその効力を生じるものとする。なお、貸付人は契約が無効になることにより借受人が被った損害の責は負わないものとする。

令和2年4月21日

貸付人 所在地 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

名 称 兵庫県丹波市

代表者 丹波市長 谷口 進



借受人 所在地 兵庫県姫路市西駅前町1番地

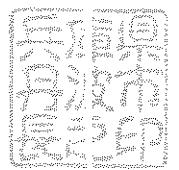
名 称 神姫グリーンバス株式会社

代表者 代表取締役 本間 和典

物件（第1条関係）

物件の種類	所 在	地番	地目	地積	貸付料
土地	兵庫県丹波市柏原町柏原字北萩野	1035番3	宅地	54.89m ²	無償
土地	兵庫県丹波市柏原町柏原字新町端南	1057番1	宅地	843.39m ²	無償

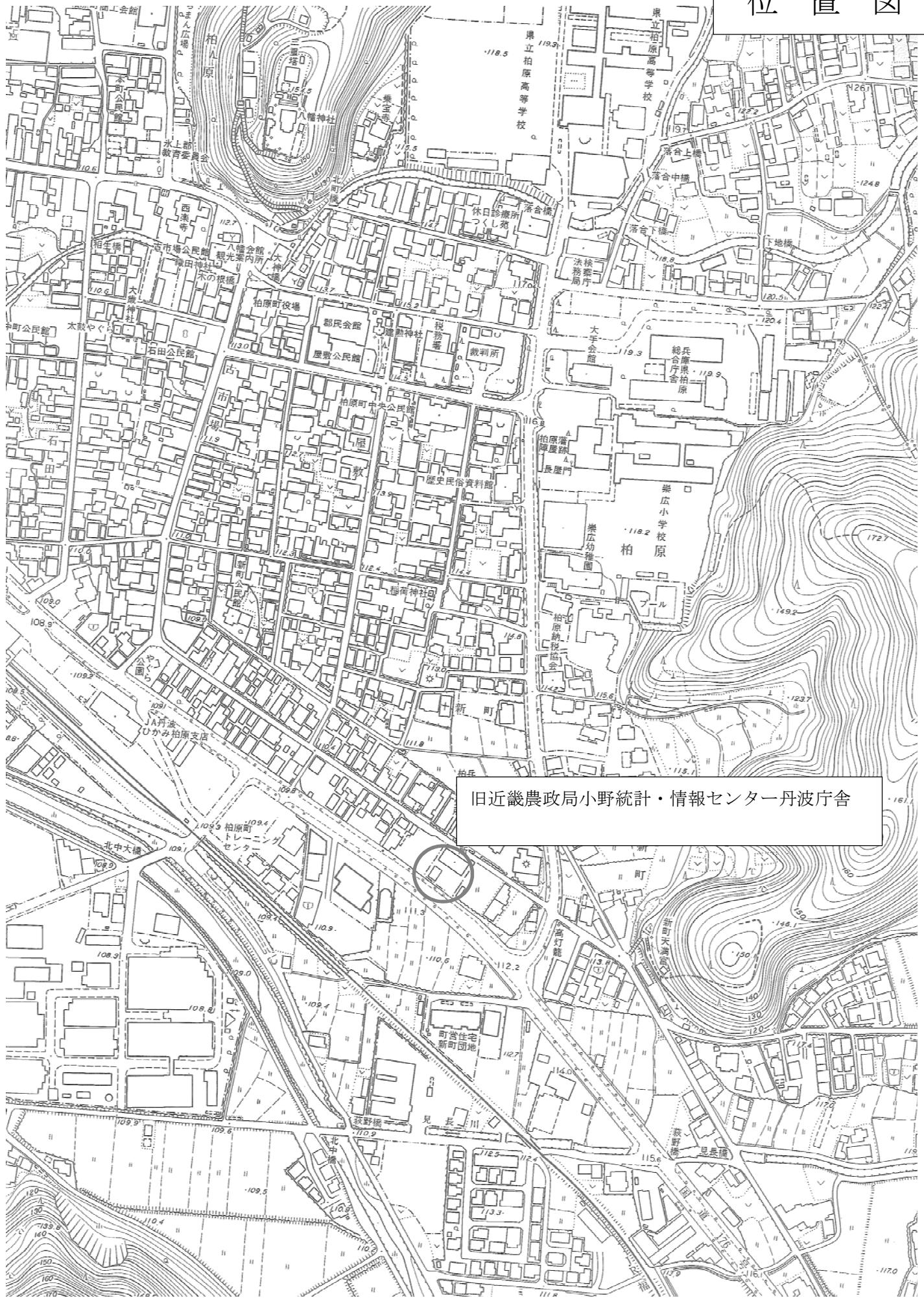
物件の種類	名 称	構造等	延べ床面積	貸付料
建物	旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎	鉄筋コンクリート造 2階建	373.47m ²	無償



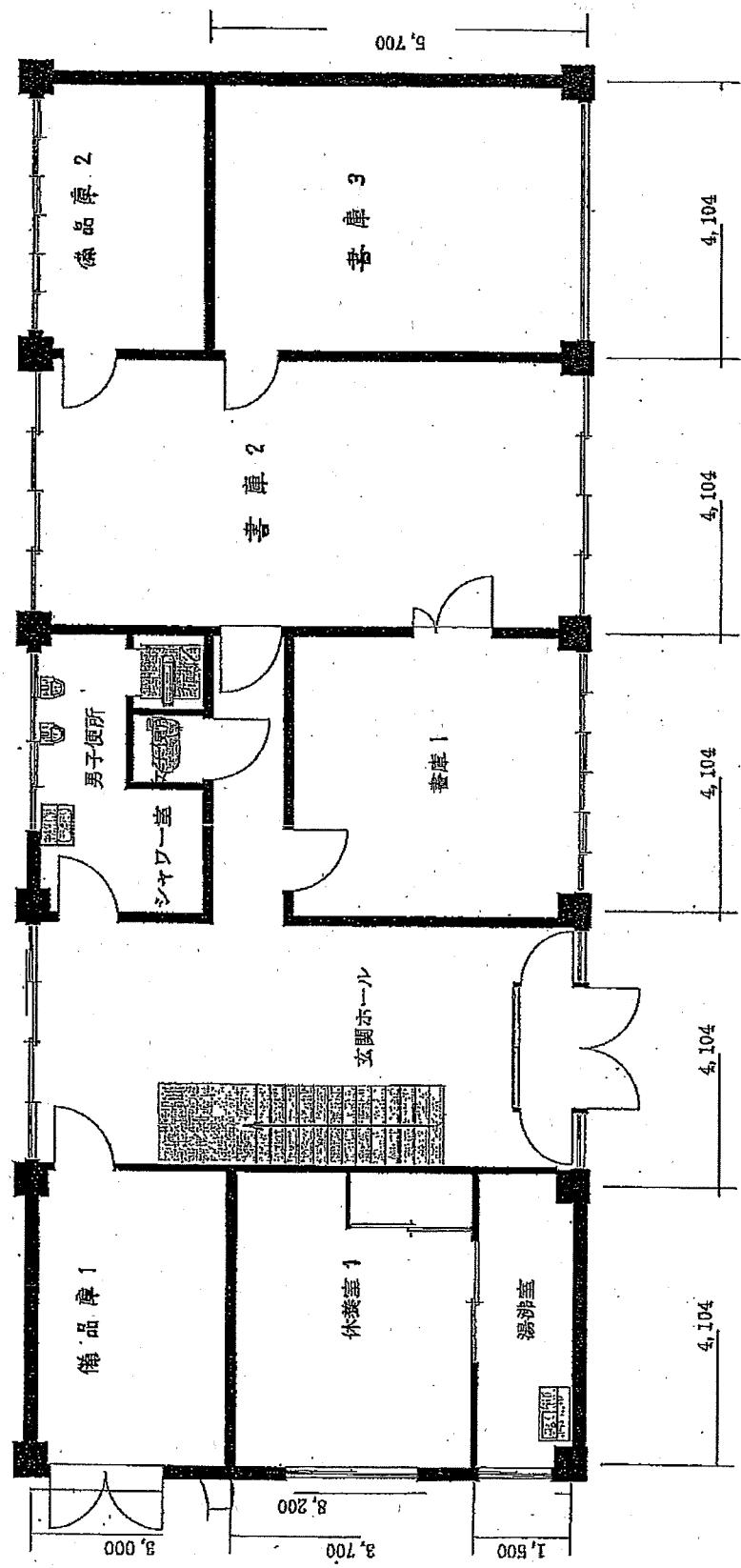
卷之三



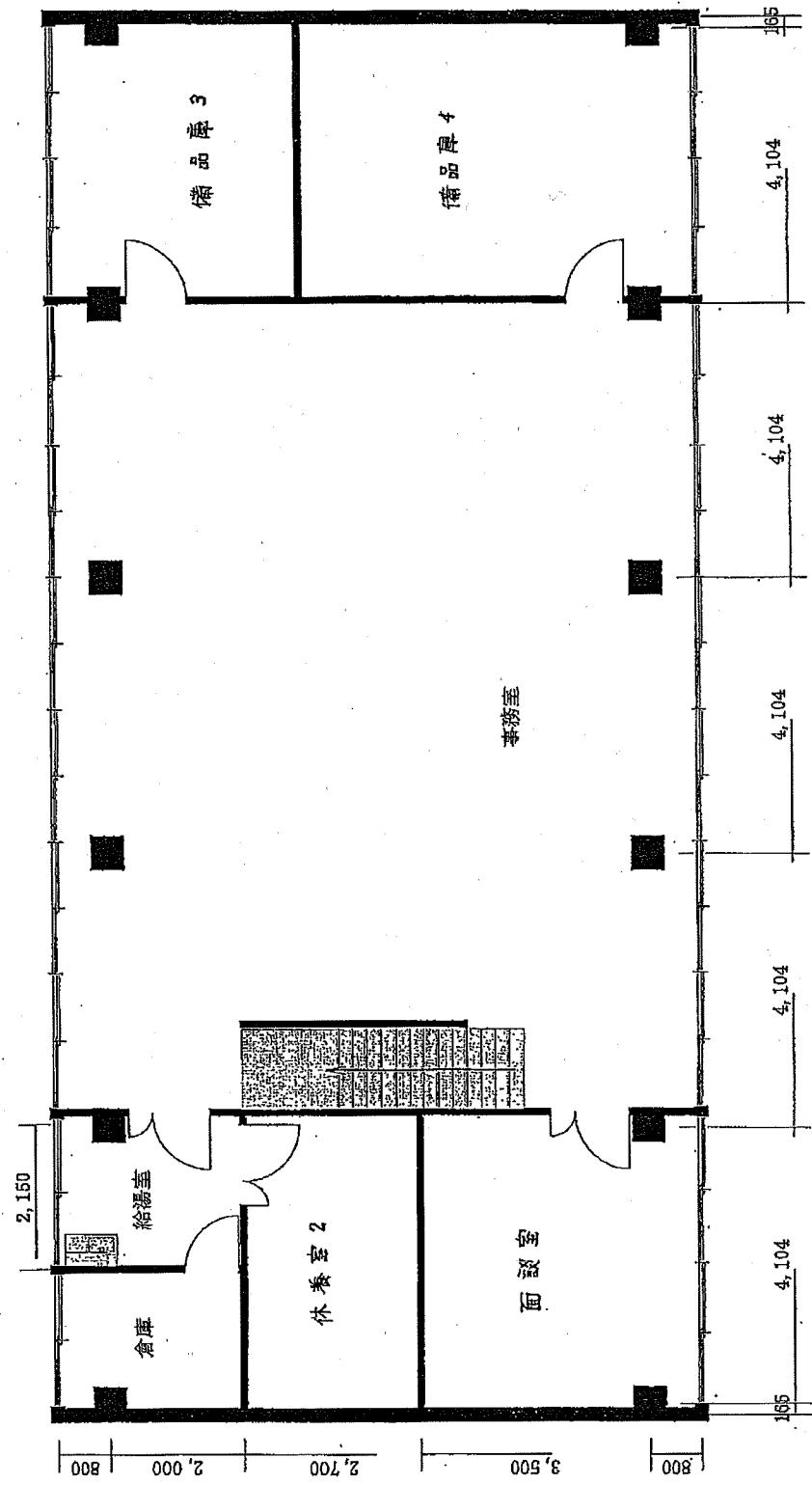
位 置 図



平面圖
1 階



2階 平面図





正面



正面拡大



建物裏側



建物裏側拡大



1階 休養室1



1階 湯沸室



1階 書庫1



1階 書庫2



トイレ



トイレ



トイレ



2階 事務室



2階 備品庫3



2階 備品庫4



2階 面談室



2階 給湯室



2階 休養室2

議案第66号

丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、条例により、普通地方公共団体の長等の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたため、提案するものである。

2 条例の概要

市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 市の職員(前2号に掲げる職員を除く。) 1

3 施行日

公布の日

【地方自治法 拠粹】

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参照して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2～3 略

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について

1 提案の趣旨

令和2年3月18日に人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則が公布、施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症感染者又は感染の疑いがある者（以下「感染者等」という。）への対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）を支給するため、提案するものである。

2 改正の概要

感染者等に対し、住民等の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に対し、特例の特殊勤務手当（感染症防疫作業手当）を支給する。

（1）支給対象業務

ア 作業場所

- ・ 感染者等を収容する病院の内部
- ・ 感染者等を収容する宿泊施設の内部
- ・ 感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上・車内
- ・ 上記に準ずる区域

イ 作業内容

- ・ 当該感染症から住民等の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業

（2）支給額

1日につき3,000円

※ただし、感染者等の身体に接触する作業及び感染者等に長時間にわたり接して行う作業については、1日につき4,000円

3 施行日

公布の日から施行し、改正後の丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

【人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例） 括粋】
(防疫等作業手当の特例)

第7条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航

空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があつた船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則9-30第12条の規定は適用しない。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 平成30年6月26日条例第33号 附 則</p>	<p>○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例 平成16年11月1日 条例第48号 最終改正 平成30年6月26日条例第33号 附 則 <u>（感染症防疫作業手当の特例）</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（この項において「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染者又は感染の疑いのある者（以下「感染者等」という。）を次の各号に掲げる区域において、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、感染者等に接触して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) 感染者等を収容する病院の内部</p> <p class="list-item-l1">(2) 感染者等を収容する宿泊施設の内部</p> <p class="list-item-l1">(3) 感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時における動線上の区域及びその車内</p> <p class="list-item-l1">(4) 前3号に掲げる区域のほか、これらに準ずる区域</p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（感染者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>

議案第68号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和2年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたこと及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
- (2) 軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長
- (3) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等
- (4) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し
　　国のかたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。※令和3年10月1日と2回に分けて段階的に実施
- (5) 寄附金税額控除の対象に認定特定非営利活動法人等に対する寄附金を追加
- (6) 未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用
- (7) 市民税の人的非課税措置の対象に未婚のひとり親を追加
- (8) 租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備
- (9) 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化
- (10) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し
　　国のかたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。※令和2年10月1日と2回に分けて段階的に実施
- (11) 国税における連結納税制度の見直しに伴う規定の整備

3 施行日

- (1)～(3) 公布の日
- (4) 令和2年10月1日
- (5)～(9) 令和3年1月1日
- (10) 令和3年10月1日
- (11) 令和4年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和2年3月31日条例第29号 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号の一に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第12項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項</u>及び<u>第12項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控</p>	<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和2年3月31日条例第29号 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号の一に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第11項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額</u>、<u>ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項</u>及び<u>第11項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控</p>

除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所

除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市内に主たる事務所を有する法人に対するものに限る。)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所

得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内

得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内

に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（たばこ税の課税標準）

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

（2） 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ税特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率

に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2箇月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（たばこ税の課税標準）

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1 グラム
イ パイプたばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

（2） 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ税特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率

をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を10分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を10分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）

_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該適用基準割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中

_____においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間

内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合

内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

- 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合

は4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項

又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2

は4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2

の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団と

の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
- 第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団と

なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

（2）課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

なる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

（2）課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徵収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和2年3月31日条例第29号</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条</u>又は<u>第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備に</p>	<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和2年3月31日条例第29号</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条</u>又は<u>第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備に</p>

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

20 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和2年3月31日条例第29号 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条</p>	<p>○丹波市税条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第53号</p> <p>最終改正 令和2年3月31日条例第29号 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5、第47条の4第1項、第53条の7、第67条、第83条第2項、第102条第2項、第105条又は第145条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条</p>

第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業

_____を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」とい

第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

- (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項_____、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」とい

う。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)	
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	

う。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)	
エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)	
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	

2 資本金等の額を有する法人で資本年額 120,000円等の額が1,000万円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	2 資本金等の額を有する法人で資本年額 120,000円等の額が1,000万円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの
3 資本金等の額を有する法人で資本年額 130,000円等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	3 資本金等の額を有する法人で資本年額 130,000円等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの
4 資本金等の額を有する法人で資本年額 150,000円等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	4 資本金等の額を有する法人で資本年額 150,000円等の額が1,000万円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの
5 資本金等の額を有する法人で資本年額 160,000円等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	5 資本金等の額を有する法人で資本年額 160,000円等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの
6 資本金等の額を有する法人で資本年額 400,000円等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	6 資本金等の額を有する法人で資本年額 400,000円等の額が1億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの
7 資本金等の額を有する法人で資本年額 410,000円等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	7 資本金等の額を有する法人で資本年額 410,000円等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの
8 資本金等の額を有する法人で資本年額 1,750,000円等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	8 資本金等の額を有する法人で資本年額 1,750,000円等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの
9 資本金等の額を有する法人で資本年額 3,000,000円等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	9 資本金等の額を有する法人で資本年額 3,000,000円等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、 <u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間</u> 中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。	3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間 <u>若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</u> の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。	4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、 <u>第4項、第19項、第2</u>	第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、 <u>第31項、第34項及び</u>

2項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して

第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して

当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項）の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項）の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申

当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項）の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項）の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申

告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害

告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。

10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害

その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321

その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321

条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限
(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

条の8第1項、第2項又は第31項の納期限
(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項
の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと
_____による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の滞納金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する滞納金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の滞納金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の滞納金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつ

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の滞納金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する滞納金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の滞納金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の滞納金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつ

ては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれとあわせて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の

ては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の

売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこ0.7本に換算する。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、

売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算する。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、

売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあ

売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあ

つては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

つては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

議案第69号

旧慣による市有財産の使用廃止について（鴨内自治会）

1 提案の趣旨

兵庫県丹波市氷上町鴨内字高坪2002番3の旧慣使用地について、このたび旧慣廃止に係る使用権者の同意が得られたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定に基づき、提案するものである。

2 旧慣により使用している財産のうち、旧慣を廃止しようとする土地の所在地、地目、地積及び旧慣使用権者

所在地			地目	地積(m ²)	旧慣使用権者
大字	字	地番			
氷上町鴨内	高坪	2002番3	山林	9,520	鴨内自治会
合 計 (1筆)				9,520	

【地方自治法 抜粋】

（旧慣による公有財産の使用）

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

旧慣による市有財産の使用廃止について（鴨内自治会） 位置図

【位置図】



【詳細位置図】



議案第70号

市有財産の無償譲渡について（小谷自治会）

1 提案の趣旨

市有財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、提案するものである。

2 無償譲渡しようとする土地の所在地、地目、地積及び譲渡の相手方

所在地			地目	地積(m ²)	譲渡の相手方
大字	字	地番			
氷上町鴨内	高岬	2002番3	山林	9,520	小谷自治会
合 計 (1筆)				9,520	

【地方自治法 抜粋】

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

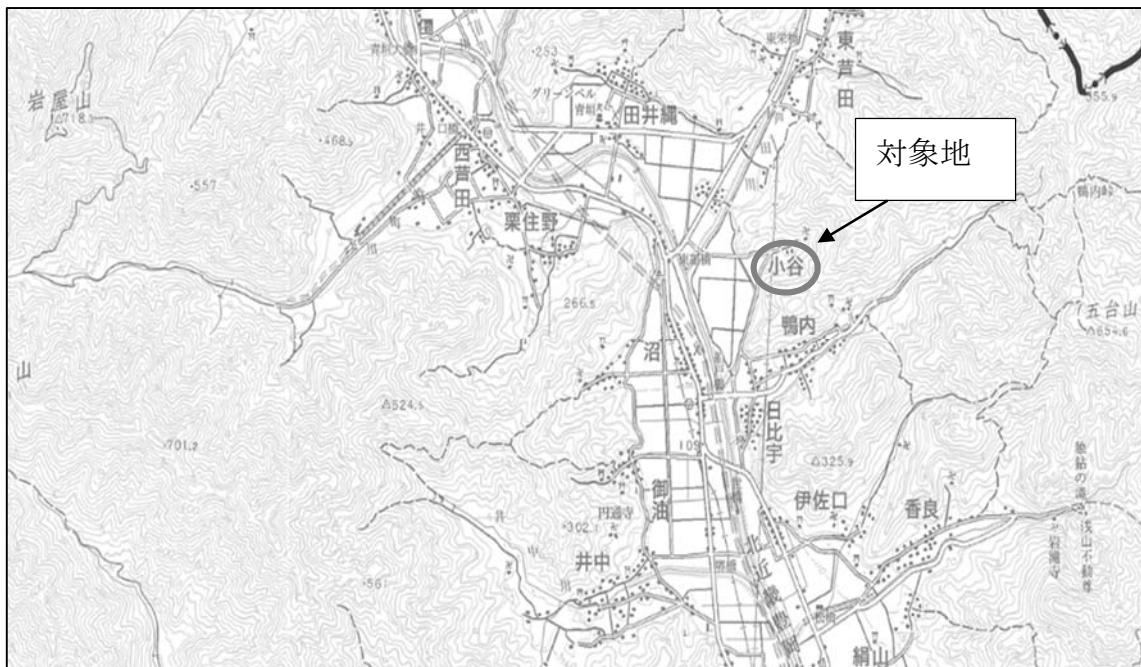
(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

市有財産の無償譲渡について（小谷自治会） 位置図

【位置図】



【詳細位置図】



議案第71号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がることが見込まれ、著しく担税力が低下した者に係る国民健康保険税の減免を行うため、提案するものである。

2 条例の概要

国民健康保険税の納税義務者に対して課した令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する税額について、次の区分に応じ減免する。

- (1) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 免除
- (2) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である世帯 前年の合計所得金額に応じ減免

3 施行日

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

議案第72号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、公的年金等の支給を受ける者について、公的年金等の一部が所得に重複計上されないよう、低所得者判定基準について整備するため、提案するものである。

2 改正の概要

低所得者判定基準における合計所得金額から公的年金等の所得を控除

3 施行日

令和2年7月1日から施行し、改正後の丹波市福祉医療費助成条例の規定は、施行の日以後に受けた医療について適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和2年3月10日条例第11号 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者(法第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当するもの(以下「重度精神障害者」という。)</p> <p>(3) 乳幼児等 市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</p> <p>(4) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(5) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p> <p>(7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</p>	<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和2年3月10日条例第11号 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 市内に住所を有する次のいずれかに該当する者(法第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当するもの(以下「重度精神障害者」という。)</p> <p>(3) 乳幼児等 市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。ただし、重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</p> <p>(4) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</p> <p>(5) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</p> <p>(6) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</p> <p>(7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。</p>

- (8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって別表第1の規定に該当する者をいう。
- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻を

- (8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって別表第1の規定に該当する者をいう。
- (9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。
- (14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻を

していない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項ただし書中「70万円」とあるのは「80万円」と読み替えて同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額_____)

_____をいい、その金額が0を下回る場合には、0とする。_____の合計額が80万円以下である者をいう。

(支給の対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める場合に該当するときは、福祉医療費を支給するものとする。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者については次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分I

(ア) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的

していない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項ただし書中「70万円」とあるのは「80万円」と読み替えて同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(支給の対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める場合に該当するときは、福祉医療費を支給するものとする。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者については次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分I

(ア) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的

年金等の収入金額をいう。) 及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 区分Ⅱ

(ア) 当該高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。) 及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第32号)第1条第2号から第5号の認定を受けていること。

(エ) 所得を有しない者以外であること。

(2) 重度障害者 当該重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項並びに第5条の4の2第6項及び第9項並びに同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)がいずれも23万5千円未満であるとき。

(3) 乳幼児等 幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であるとき及び乳児保護者とする。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母、父子家庭

年金等の収入金額をいう。) 及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額

の合計額が80万円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 区分Ⅱ

(ア) 当該高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。) 及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額

の合計額が80万円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第32号)第1条第2号から第5号の認定を受けていること。

(エ) 所得を有しない者以外であること。

(2) 重度障害者 当該重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項並びに第5条の4の2第6項及び第9項並びに同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)がいずれも23万5千円未満であるとき。

(3) 乳幼児等 幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であるとき及び乳児保護者とする。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母、父子家庭

の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）の前年所得（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であるとき

（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であるとき）。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、この福祉医療費支給の対象とすることができます。

の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）の前年所得（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であるとき

（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であるとき）。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、この福祉医療費支給の対象とすることができます。

小型動力ポンプ普通積載車等購入契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の物品購入契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定に基づき、提案するものである。

記

- ・ 物 品 名 小型動力ポンプ普通積載車等
- ・ 物 品 概 要 小型動力ポンプ普通積載車、小型動力ポンプ
- ・ 納 入 期 限 令和2年12月7日
- ・ 台 数 小型動力ポンプ普通積載車2台、小型動力ポンプ2台
- ・ 配 備 先 柏原支団第3分団第3部、水上支団第1分団第2部
- ・ 契 約 金 額 17,820,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,620,000円)
- ・ 契約の相手方 名 称 株式会社 神防社
代表者 代表取締役 辻 真一
所在地 兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 神防社
代 表 者 名	代表取締役 辻 真一
本 社 所 在 地	兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号
営 業 年 数	11年
許 可 区 分	一
資 本 金	20,000,000 円
実績高 (2年平均)	1,576,432,576 円
従 業 員 数	83人
契約担当支店営業所等	本社

受 注 実 績

(単位:円)

発 注 者	元/下	物 品 名	AT/MT	受注金額	納 期
香美町役場	元	消防ポンプ自動車	MT	14,310,000	H31.2.28
丹波市役所	元	小型動力ポンプ普通積載車	AT	42,856,000	R1.12.9
稻美町役場	元	小型動力ポンプ軽四積載車	AT	12,100,000	R2.1.31
稻美町役場	元	小型動力ポンプ積載車	AT	8,470,000	R2.1.31
たつの市役所	元	消防ポンプ自動車 (CD-I型)	AT	13,882,000	R2.3.31
		【以下余白】			

入札参加業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹く安物第1号		
件名	小型動力ポンプ普通積載車等購入		
納入場所	丹波市役所		
開札年月日	令和2年4月30日	(仮)契約年月日	令和2年5月14日
予定価格	19,190,000円 (税抜)	最低制限価格	無
参加資格要件	① 物品・役務の入札参加資格者で、消防用車両等の販売を希望していること。 ② 平成27年以降に国又は地方公共団体へ消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ普通積載車の納入実績があること。 ③ その他公告のとおり		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 神防社	16,200,000円		落札
有限会社 西垣消防器具製作所	18,000,000円		
大槻ポンプ工業 株式会社	18,060,000円		
有限会社 岡本ポンプ	19,000,000円		
株式会社 ナカムラ消防化学 大阪営業所			辞退

落札者名	株式会社 神防社 代表取締役 辻 真一		
落札者所在地	兵庫県神戸市中央区東雲通3丁目4番3号		
契約金額	17,820,000円 (うち消費税相当額	1,620,000円)	
納入期限	令和2年12月7日		

丹波市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市斎場について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、令和3年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、提案するものである。

2 改正の概要

指定管理者制度導入に伴い、必要な事項を規定する。

- (1) 指定管理者による管理を規定
- (2) 指定管理者が行う業務を規定
- (3) 指定管理者の管理の期間を規定
- (4) 開館時間を規定
- (5) 休館日を規定
- (6) 指定管理者の不在等の場合における管理を規定
- (7) 指定管理者制度導入に伴う字句の修正

3 施行日

令和3年4月1日

準備行為に関する規定は、公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～11 略

丹波市斎場条例（平成16年丹波市条例第140号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市斎場条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第140号</p> <p>最終改正 平成31年3月7日条例第20号</p> <p><u>(業務)</u></p> <p><u>第3条 斎場は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) 遺体（妊娠4箇月以上の死胎児を含む。）及び改葬遺骨の火葬に<u>関すること</u>。</p> <p>(2) 身体の一部、胞衣（妊娠4箇月未満の死胎児、胎盤等をいう。以下同じ。）及び小動物（つつじ苑に限る。）の焼却に<u>関すること</u>。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、必要な業務</u></p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p><u>第4条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長</u>は、斎場の管理上の都合により許可できないときは、当該死亡者が丹波市の住民である場合に限り、特別の措置を講じなければならない。</p> <p>3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用を取りやめ、又は許可事項を変更しようとする場合は、遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>○丹波市斎場条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第140号</p> <p>最終改正 平成31年3月7日条例第20号 <u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第3条 斎場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p><u>第4条 指定管理者は</u>、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 遺体（妊娠4箇月以上の死胎児を含む。）及び改葬遺骨の火葬に<u>関する業務</u></p> <p>(2) 身体の一部、胞衣（妊娠4箇月未満の死胎児、胎盤等をいう。以下同じ。）及び小動物（つつじ苑に限る。）の焼却に<u>関する業務</u></p> <p>(3) <u>斎場の使用の許可に関する業務</u></p> <p>(4) <u>斎場の施設及び附属設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(5) <u>斎場の使用料の徴収に関する業務</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、斎場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>（指定管理者の管理の期間）</u></p> <p><u>第5条 指定管理者が斎場の管理を行う期間は、5年以内とし、指定管理者の指定の際にこれを定める。ただし、再指定を妨げない。</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p><u>第6条 斎場の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p><u>第7条 斎場の休館日は、1月1日から1月2日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p><u>第8条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、斎場の管理上の都合により許可できないときは、当該死亡者が丹波市の住民である場合に限り、特別の措置を講じなければならない。</p> <p>3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用を取りやめ、又は許可事項を変更しようとする場合は、遅滞なくその旨を<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。</p>

4 市長は、第1項の許可をする場合において、斎場の管理上必要な条件を付すことができる。
(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、斎場の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
 - (2) 建物、附属設備、備品等を破損するおそれのあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。
- (使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その損害賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 斎場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、その許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、斎場の管理上必要な条件を付すことができる。
(使用許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、斎場の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
 - (2) 建物、附属設備、備品等を破損するおそれのあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。
- (使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、指定管理者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第12条 斎場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、その許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、斎場の施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第8条関係)

火葬施設使用料

区分	単位	金額	
		市内	市外
火葬 満12歳以上	1体	20,000円	60,000円
満12歳未満	1体	10,000円	30,000円
妊娠4箇月以上 の胎児	1体	5,000円	10,000円
改葬遺骨	1件	5,000円	10,000円

その他の施設使用料

(消費税含む。)

区分	単位	金額	
		市内	市外
焼却 身体の一部	1件	5,230円	10,470円
胞衣	1件	5,230円	10,470円
小動物	1件	5,230円	10,470円
和室 1室 1回		3,140円	6,280円
葬祭 場	1回	52,380円	157,140円
靈安 室	1回 (24時間以内)	10,470円	20,950円

備考

- 「市内」とは、次の死亡者等の区分に従い、当該各号に定める要件に該当する場合をいう。
 - 死亡者（4箇月以上の死胎児にあっては、その父又は母）が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合

(損害賠償)

第15条 使用者は、斎場の施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第16条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条又は第4条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第3条の規定にかかわらず、市長が斎場の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表に定める使用料を徴収することができる。

(その他)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第12条、第16条関係)

火葬施設使用料

区分	単位	金額	
		市内	市外
火葬 満12歳以上	1体	20,000円	60,000円
満12歳未満	1体	10,000円	30,000円
妊娠4箇月以上 の胎児	1体	5,000円	10,000円
改葬遺骨	1件	5,000円	10,000円

その他の施設使用料

(消費税含む。)

区分	単位	金額	
		市内	市外
焼却 身体の一部	1件	5,230円	10,470円
胞衣	1件	5,230円	10,470円
小動物	1件	5,230円	10,470円
和室 1室 1回		3,140円	6,280円
葬祭 場	1回	52,380円	157,140円
靈安 室	1回 (24時間以内)	10,470円	20,950円

備考

- 「市内」とは、次の死亡者等の区分に従い、当該各号に定める要件に該当する場合をいう。
 - 死亡者（4箇月以上の死胎児にあっては、その父又は母）が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合

- (2) 改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在が、本市にある場合
 - (3) 身体の一部及び胞衣については、本人が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - (4) 小動物については、飼い主が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
- 2 「市外」とは、「市内」に該当する場合以外(死亡者の住所が不明の場合を含む。)をいう。ただし、小動物は、本市で死亡した場合に限る。

- (2) 改葬遺骨については、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地の所在が、本市にある場合
 - (3) 身体の一部及び胞衣については、本人が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
 - (4) 小動物については、飼い主が申請時に本市の住民基本台帳に記録されている場合
- 2 「市外」とは、「市内」に該当する場合以外(死亡者の住所が不明の場合を含む。)をいう。ただし、小動物は、本市で死亡した場合に限る。

議案第75号

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例の制定について

1 議案の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がることが見込まれる第1号被保険者に対し、介護保険料の減免を行うため、提案するものである。

2 条例の概要

介護保険の第1号被保険者に係る令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する介護保険料について、次の区分に応じ減免する。

- (1) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 免除
- (2) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である場合 前年の合計所得金額に応じ減免

3 施行日

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する

市道特16号線道路改良工事（その3）請負契約の締結について

1 提案の趣旨

下記の工事請負契約を締結するため、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

記

・工事等の名称 市道特16号線道路改良工事（その3）

・工事場所 兵庫県丹波市氷上町朝阪・福田地内

・工 期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで

・契約金額 208,274,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,934,000円)

・契約の相手方
名称 池田建設 株式会社
代表者 代表取締役 池田 陽太郎
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松479番地の1

・工事概要

延長 L=616m 幅員 W=4.0(5.0)m

- ・土工 一式
- ・地盤改良工 V=1,641m³
- ・補強土壁工 A=273m²
- ・ブロック積工 A=750m²
- ・舗装工 A=3,724m²
- ・法面工 他

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋】

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工
事又は製造の請負とする。

請負業者（会社）概要

項目	内容
会社名	池田建設 株式会社
代表者名	代表取締役 池田 陽太郎
本社住所	兵庫県丹波市氷上町成松 479 番地の1
営業年数	54年
許可区分	兵庫県知事 許可（特-1）750627号
資本金	35,000千円
完成工事高(3年平均)	土木一式 1,122,489千円 建築一式 170,088千円 舗装47,468千円 とび・土工・コンクリート3,167千円 水道施設1,150千円
職員数	一級技術職員 22人 二級技術職員 11人 その他技術職員 11人 総職員数 44人
契約担当支店営業所等	—

工事実績

(単位:千円)

発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
丹波県民局丹波土木事務所	元	(主)春日栗柄線滝ノ尻盛土工事 その8	200,427	H26.7.18～H27.8.31
丹波県民局丹波土木事務所	元	(一)朝阪山南線歩道設置工事 (その2)	291,241	H29.3.30～H30.3.23
東播磨県民局加古川土木事務所	元	(主)加古川小野線東播磨道北工区宗佐第1高架橋橋台工及び水路付替工事	324,483	H30.5.29～H31.3.31
丹波県民局丹波土木事務所	元	(急)犬岡地区急傾斜地崩壊対策工事(第2工区その2)	127,882	H30.9.21～R1.8.30
丹波県民局丹波土木事務所	元	(砂)奥塩久西谷川砂防堰堤工事	182,967	H30.10.2～R1.11.30
丹波県民局丹波土木事務所	元	(主)篠山山南線川代工区伊出屋橋側道橋橋梁下部工事	86,917	H30.12.26～R2.3.31
近畿地方整備局六甲砂防事務所	元	山田川水系カツカ谷堰堤他工事	265,498	H31.3.2～R2.3.25
丹波県民局丹波農林振興事務所	元	奥地保安林保全緊急対策事業(30奥第1号)	165,009	H31.3.12～R2.3.27

入札参加業者及び開札結果（工事）

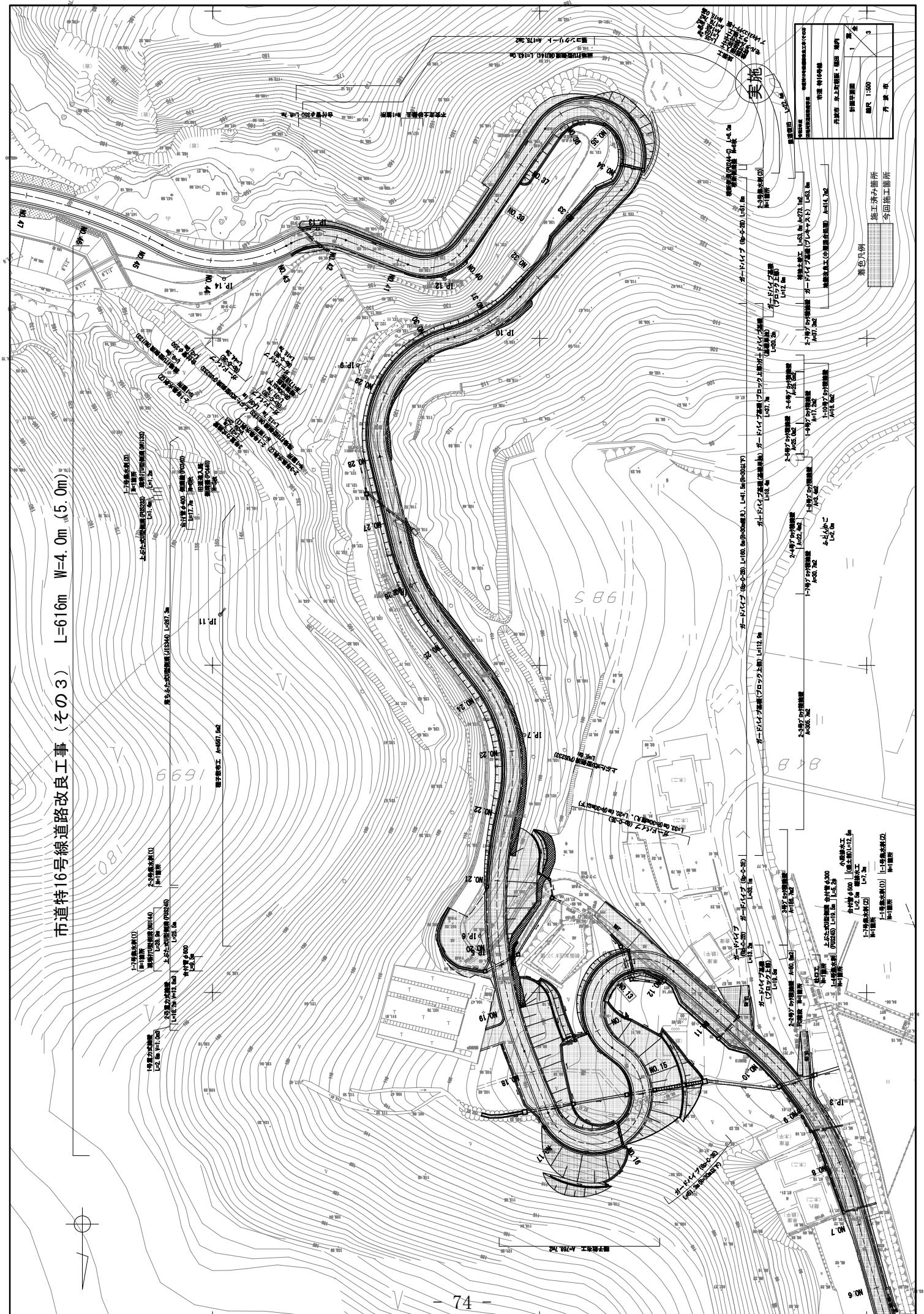
工事番号	道整工第1号	工事種別	土木一式工事
工事名	市道特16号線道路改良工事(その3)		
工事場所	丹波市氷上町朝阪・福田地内		
開札年月日	令和2年4月30日	(仮)契約年月日	令和2年5月13日
予定価格 (事後公表)	210,213,000円 (税抜)	最低制限価格	188,787,000円 (税抜)
参加資格要件	<p>① 単独企業にあっては、丹波市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、丹波市内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者を構成員に含むこと。</p> <p>② 単独企業にあっては、土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が975点以上であること。特定建設工事共同企業体の代表構成員にあっては、土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上かつ元請完成工事高(年平均)が10億円以上で、その他の構成員は丹波市内に本店を有し、土木一式工事の経営事項審査結果の総合評定値が830点以上であること。</p> <p>③ 特定建設工事共同企業体の代表構成員と単独企業にあっては、平成17年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注した補強土壁工150m²以上(多数アンカー工法、テールアルメ工法、ジオテキスタイル工法のいずれか)の建設工事を元請(特定建設工事共同企業体の構成員の実績は、出資比率が20%以上のものに限る)として施工し、完成引き渡しが完了した実績を有すること。</p> <p>④ その他公告のとおり</p>		

業者名	第1回入札金額	再入札額	備考
池田建設 株式会社	189,340,000円		落札
株式会社 森津工務店	189,400,000円		
株式会社 ウエダ建設	189,600,000円		
美樹・村岡特定建設工事共同企業体	189,820,000円		
吉田組・さくら緑化特定建設工事共同企業体			辞退

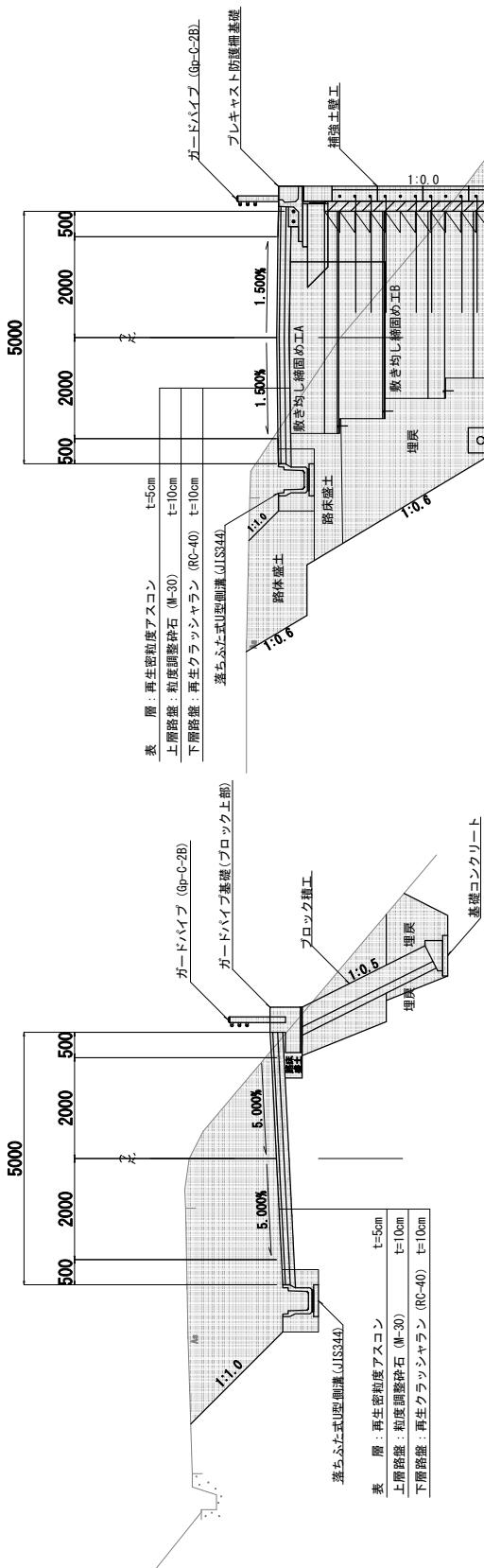
落札者名	池田建設 株式会社
落札者所在地	兵庫県丹波市氷上町成松479番地の1

市道特16号線道路改良工事 (その3) L=616m W=4.0m (5.0m)

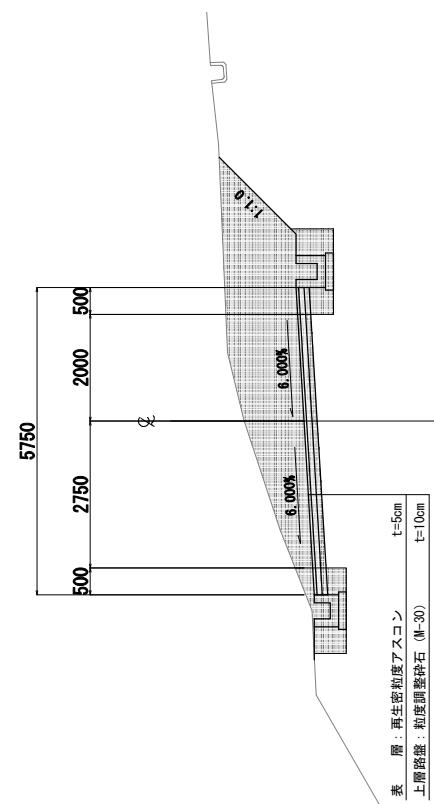
L=616m W=4.0m (5.0m) 7m 45



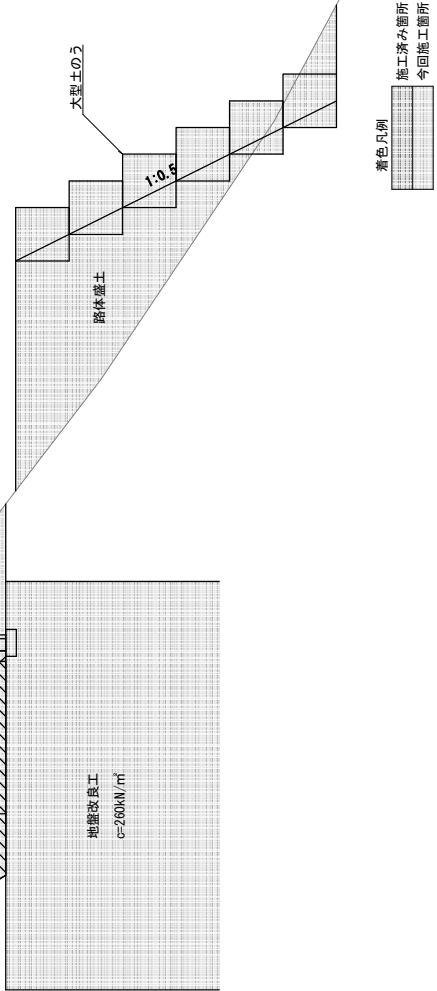
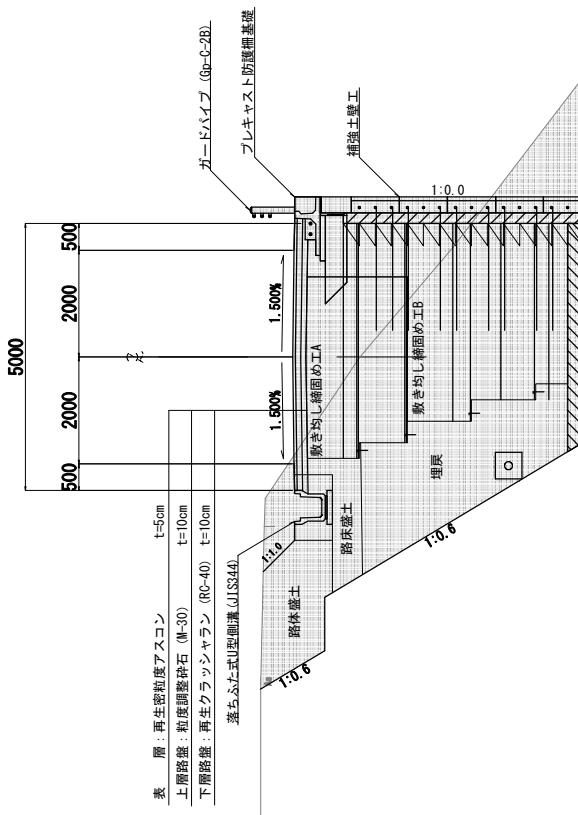
No. 24 付近



NO. 13付近

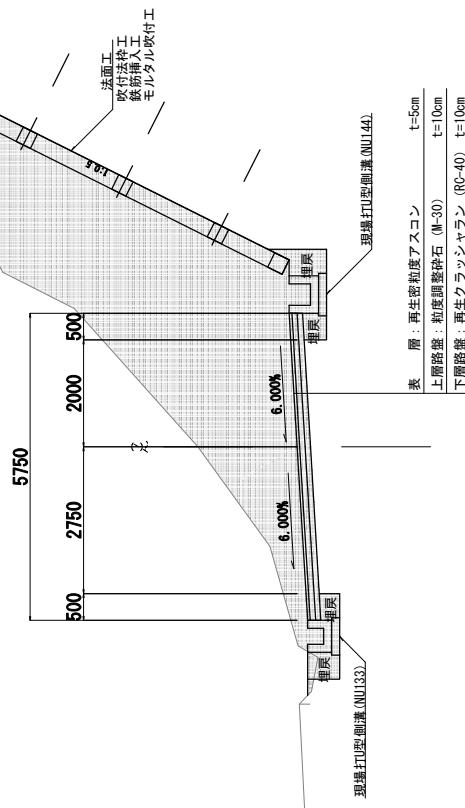


No. 32付近

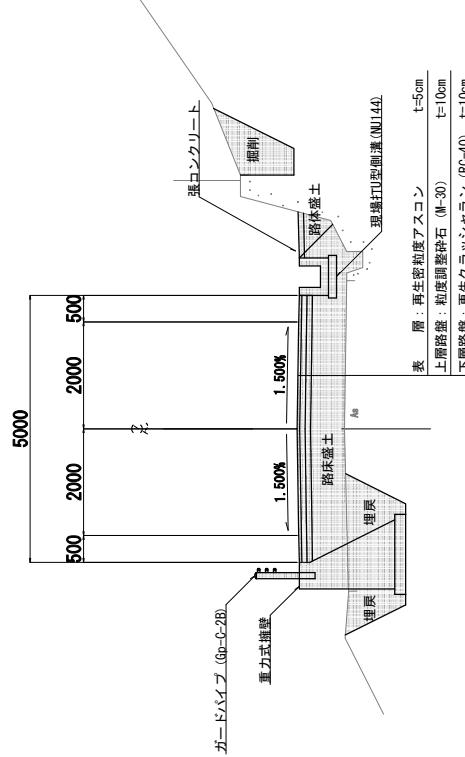


設計采行	市道 山地
路線種別	第3種 第5級
区 分	20 km/h
速 度	500 (台/日)
計画交通量	N3 (40以上100未満)
舗装計画交通量	4.00m (全幅 5.0m)
車道幅員	

NO. 35



NO. 39付近



着色凡例

施工済み箇所	未施工箇所
●	○

実施

今回施工箇所	未施工箇所
●	○

申請書類

申請書類	申請書類
申請書類	申請書類
申請書類	申請書類

申請書類

申請書類	申請書類
申請書類	申請書類
申請書類	申請書類

申請書類

申請書類	申請書類
申請書類	申請書類
申請書類	申請書類